

特定個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

(用語の定義)

第2条 この特定個人情報等取扱特記事項（以下「特記事項」という。）において使用する用語の意義は、個人情報保護法及び番号法並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）で使用する用語の例による。

(収集の制限)

第3条 乙は、委託業務を行うために特定個人情報等を収集するときは、当該委託業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第4条 乙は、委託業務に関して知り得た特定個人情報等を当該委託業務の履行の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5条 乙は、委託業務に関して知り得た特定個人情報等について、特定個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、委託業務に関して知り得た特定個人情報等を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備等)

第7条 乙は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報等の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、従事者に対し、特定個人情報等を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき特定個人情報等の保護に関し必要な事項について研修を実施するものとする。

3 乙は、特定個人情報等の取扱いに係る責任者及び従事者の管理体制・実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。

4 乙は、前項の管理体制・実施体制を変更する場合は、甲に報告しなければならない。
(従事者への周知)

第8条 乙は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、委託業務に関して知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、特定個人情報等の保護に必要な事項を周知し、適正な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。
(取扱区域の指定等)

第9条 乙は、委託業務を処理するために特定個人情報等を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前2項の取扱区域から特定個人情報等を持ち出してはならない。
(特定個人情報等の運搬)

第10条 乙は、委託業務に関する特定個人情報等を運搬するときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等特定個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬すること等、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。
(複写又は複製の禁止)

第11条 乙は、委託業務を行うために甲から提供された特定個人情報等が記録された資料等を甲の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。
(媒体の管理等)

第12条 乙は、特定個人情報等が記録されている媒体を、施錠可能な保管場所へ保管するなど、特定個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。
(再委託)

第13条 乙は、委託業務を行うために特定個人情報等を取り扱う業務を第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に再委託する場合、事前に甲の承諾を得るとともに、特記事項に定める、甲が乙に求めた特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。

2 乙は、前項の承諾を受けようとする場合には、甲が指定する様式により特定個人情報等の取扱業務の再委託に係る承諾申請を甲にしなければならない。

3 前項の承認申請を受けた場合において、甲は、承認をする場合には、条件を付すことができる。

4 乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、再委託した業務に伴う承諾を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

5 乙は、委託業務の一部を再委託する場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、

甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(特定個人情報等の返還、消去又は廃棄等)

第14条 乙は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する特定個人情報等について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 乙は、委託業務が終了した場合において、委託業務において利用する特定個人情報等の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、甲の承認を得て、消去又は廃棄するとともに、物理的な破壊その他特定個人情報等を復元あるいは判読ができないよう必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、特定個人情報等の消去又は廃棄の日時、消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(遵守状況の報告)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める特定個人情報等の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(立入調査等)

第16条 甲は、乙（委託業務の一部を再委託している場合は、再委託先を含む。以下この条において同じ。）が委託業務を行うに当たり取り扱っている特定個人情報等の状況について、随時、乙の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙のこの特定個人情報等取扱特記事項に係る特定個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 乙は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第17条 乙は、この契約に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。